

再分配政策の 政治経済学基礎

5.

社会保障の所得再分配機能

権丈 善一

慶應義塾大学商学部教授

社会保障のミクロとマクロの役割

再分配政策の政治経済学は、社会保障を研究しはじめ、いつの頃からか使い始めた言葉である。そしてこの政治経済学の観点から、社会保障については次のように説明してきた。

「ミクロには市場が貢献原則に基づいて分配した所得を、政府が必要原則に基づいて修正する再分配制度であり、マクロには基礎的消費部を社会化することにより、広く全国に有効需要を分配するための経済政策手段である」（権丈（2009）『社会保障の政策転換——再分配政策の政治経済学V』63頁）。

前半は「生活問題」を解決するために社会保障は存在し、後半は「市場問題」を解決するために存在するのが社会保障であるという定義である。そして前半のミクロの役割と後半のマクロの役割は密接に関わっている。今回は、前半の話をしておこう。

分配の貢献原則と必要原則

まず前半を説明すれば、次のようになる。

図1の中央にある家計は、みずからが所有している労働、資本、土地という生産要素を市場に供給し（家計から市場への矢印↓）、その見返りとして所得を得る（市場から家計への矢印↑）。この所得は、労働に対しては賃金、資

本に対しては配当・利

子、土地に

対しては地

代という方

法で分配さ

れる。ちな

みに、経済

学では、生

産活動の成

果を分け与

えることを

distribution

（分配）と

呼び、資本、

労働、土地

などの生産

要素を生産

活動に投入

する側面を

allocation（配分）と呼んで、分配と配分を使

い分けている。

市場が所得を分配する原則は、生産要素が生産活動にどの程度貢献したかに応じて分配する「貢献原則」である。こうした分配を、市場による所得の一次的な分配という意味を込めて所得の「一次分配」と呼ぶこともある。この一次分配を対象として、政府は租税・社会保障負担

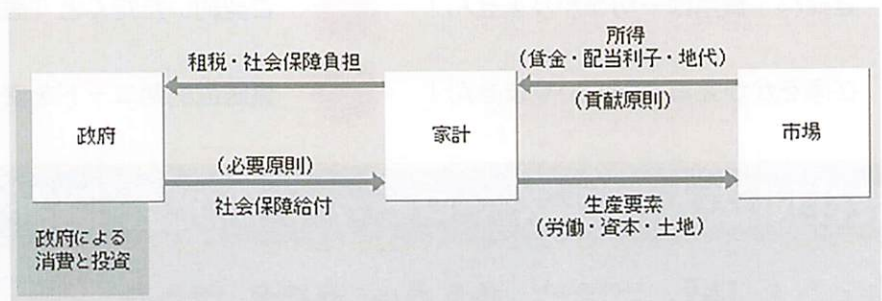


図1 再分配政策としての社会保障 (出所: 権丈(2020)『ちょっと気になる社会保障 V3』127頁)



を課して公共政策を行うための資金を調達する（家計から政府への矢印↑）。そして政府は、徴収した資金、すなわち財源を用いて、公務員を雇用したり公共事業や、警察・国防などの公共サービスを供給する。同時に政府は、徴収したかなりの財源を、今度は、社会保障給付として、家計が必要としている程度という「必要原則」に基づいて再び分配することになる（政府から家計への矢印↓）。このような、市場による一次分配を、社会保障が再び分配し直すことが社会保障による所得の「再分配」である。つまりは、社会保障という再分配制度の基本的な役割は、先の定義にまとめたように、市場の分配原則である「貢献原則」に基づいた所得分配のあり方を、家計の必要に応じた「必要原則」の方向に修正することだということになる。

『所得再分配調査』と等価所得

市場による貢献原則に基づく所得の分配を、必要原則に応じて修正することによって、何が起きているのだろうか？

これを知ることができるのが『所得再分配調査』（厚生労働省）である。この調査は、国民皆保険・皆年金施行19961年の翌19962年から概ね3年に一度実施されており、直近の調査報告書は平成29年調査となる。

この調査結果を読むために必要となる次の用

語を紹介しておく。

- ・ 当初所得…所得税や社会保険料を支払う前の雇用者所得、事業所得などの合計。公的年金などの社会保障給付は含まれない。
- ・ 再分配所得…当初所得から税や社会保険料負担を控除し、公的年金などの現金給付と医療、介護、保育などの現物給付を加えたもの。

$$\text{再分配係数}(\%) = \left[\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \right] \times 100$$

ここでは、当初所得と再分配所得に焦点をあてて、社会保障がどのような再分配をしているのかをみていく。その前に「等価所得」という専門用語の説明をしておく。『所得再分配調査』は、世帯単位で集計されている。ただ、例えば、1人世帯と2人世帯の家計を比べてみると、食料などは2人分必要であっても、住居やテレビなどの耐久消費財は共有が可能である。そのため、2人世帯は1人世帯の2倍の消費を必要としない。そこでOECDなどでは世帯所得を世帯人員の平方根で除して——たとえば3人家族ならば $\sqrt{3} \approx 1.73$ で世帯所得を割って——それを世帯員単位の所得とみなし、これを「等価所得 (equivalent income)」と呼んで、世帯員単位での比較を行っている。『所得再分配調査』も同じ方法を採用している。

再分配は誰から誰に？

社会保障による、「貢献原則に基づく分配を必要原則に基づいて修正」する再分配が、結果として誰から誰に所得を移転しているのかを観察してみよう。

図2（次頁）をみると、社会保障による所得再分配により等価所得の当初所得100万円未満の人数が大幅に減り、当初所得100万円から600万円までの世帯員の数が増えていることがわかる。対して、600万円以上の人数が減っていることも見て取ることができる。

図3（次頁）をみれば、社会保障の拠出（税＋社会保険料）は能力に応じて、給付は必要に応じて行われていることが分かる。

そして高所得者も中所得者ときほどかわらない水準の給付が行われていることも分かる。これは医療、介護、年金などの社会保険制度を、あらゆる所得階層の人たちが利用しているからである。このことは、税による生活保護のように、中・高所得者は負担するのみで給付には関係がないと意識させる制度と社会保険制度が根本的に異なり、中・高所得層にも自分も必要ときは利用できる制度であるという意識を持たせる社会保険の特徴である。

図4（次頁）は年齢階級別所得再分配状況である。所得の低い高齢者の所得を、年金、医療、介護により底上げしている姿が描かれている。



図2 所得再分配による所得階級別の世帯員分布の変化（等価所得）
 (出所：『平成29年度所得再分配調査』より筆者作成)

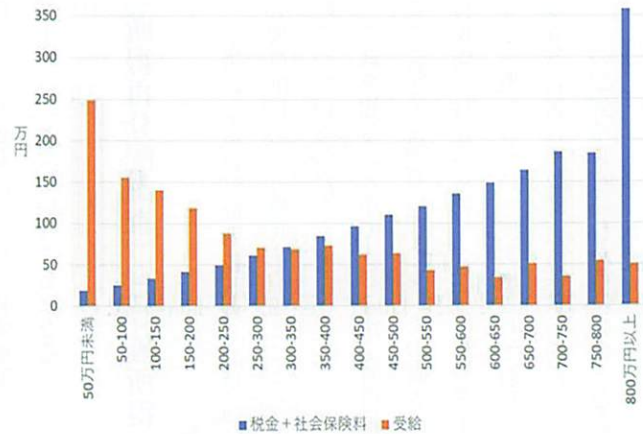


図3 当初所得階級別所得再分配状況（等価所得）
 (出所：『平成29年度所得再分配調査』より筆者作成)



図4 世帯員の年齢階級別所得再分配状況（等価所得）
 (出所：『平成29年度所得再分配調査』より筆者作成)

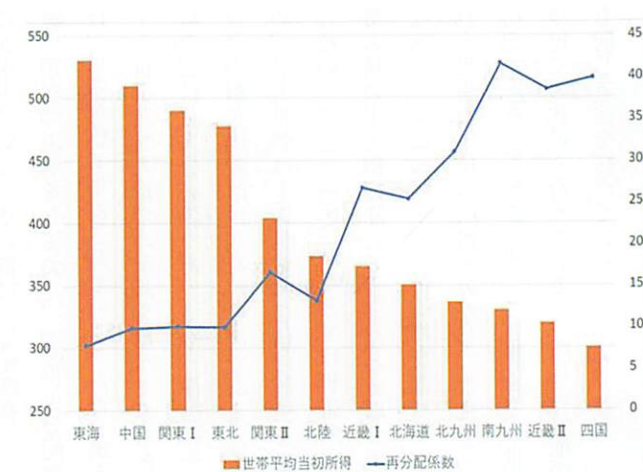


図5 地域ブロック別所得再分配状況
 (出所：『平成29年度所得再分配調査』より筆者作成)

こうした様々な社会保障制度を通じた様々な次元での再分配により、格差の縮小が図られている。図6にあるジニ係数とは「不平等指数」のひとつであり、所得格差の程度を示した指数で、全世帯の所得が完全に平等なら「0」、1世帯が全体の所得を独占してほかの世帯の所得がないと「1」になる計算で、格差がおおきいほど1に近づく。この国では、ほとんど社会保障のみが格差問題を解決しようとしている。

さて、こうした所得の再分配が、「マクロの観点からみると、基礎的消費部分を社会化することにより、広く全国に有効需要を分配するための経済政策手段である」となる。この経済政策というのはいかなる意味をもつのか。それは、次回に譲ることにしよう。

格差と再分配

所得再分配機能の観察として、最後に、どこからどこにという、地域間の所得移転をみてみよう。図5に見るように、当初所得の高い地域から低い地域へと再分配が行われていることが分かる。表1は県民所得と家計最終消費支出に対する公的年金の比率である。対家計最終消費支出比が、2割を超える県もある。

再分配はどこからどこに？

再分配政策の政治経済学基礎



都道府県名 (高齢化率)	対県民所得比 (↓降順)	対家計最終消費支出比
鳥根県 (33.6%)	18.2%	23.5%
鳥取県 (31.0%)	17.5%	20.5%
秋田県 (35.6%)	16.3%	18.9%
愛媛県 (32.1%)	16.2%	19.3%
長崎県 (31.3%)	16.0%	18.1%
高知県 (34.2%)	15.8%	18.8%
奈良県 (30.3%)	15.8%	20.6%

表1 公的年金が地域経済を支える役割 (平成27年)
(出所: 厚生労働省年金局作成)

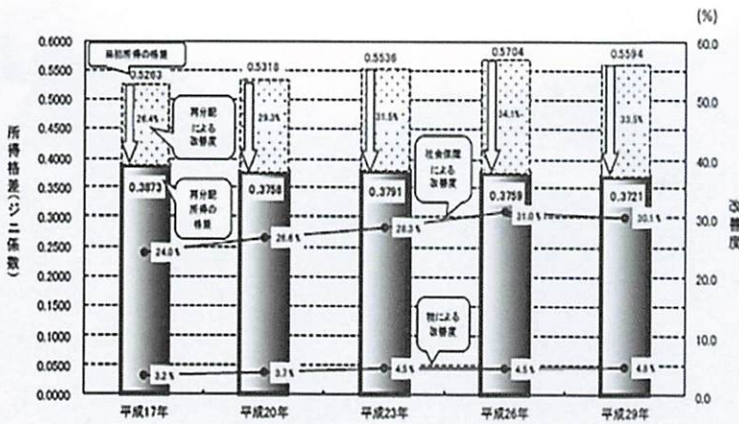


図6 所得再分配によるジニ係数の変化

『ちよつと気になる医療と介護 増補版』に譲るとして、消費税は進歩的であるという理由で、この財源が持ついくつかのメリットを考慮することもなく否定的な見解が一般的であった日本の歴史は、奇妙な歴史であるように思える。

その前に今回の最後にひとつ。社会保険料の賦課対象の所得に上限があるために、社会保険料率は所得が高くなると料率が下がるとい意味で逆進的である。しかし、逆進的な社会保険料率であっても保険料は高所得者の方が多く払っているのであるから、給付も勘案すれば、結果的に社会保険制度は高所得者から中低所得層へと相当の再分配を行うことになる。この点、消費税も然り。負担面では逆進的な消費税で、社会保障の給付を行うとすれば(すなわち、社

会保障目的消費税)、給付額から負担額を引いたネットの給付は低所得層にとってはプラスとなり高所得層にはマイナスとなる。図7には、消費税で調達した財源を用いて国民に均等に分配する社会保障目的消費税に關して、ネットの受取額(=支払い消費税額マイナス給付額)を所得Yで割った平均税率を描いている。この平均税率は、所得が上昇すれば増加する、つまり限界税率はプラス=累進的になり、財源が消費税であっても格差縮小に貢献する。詳細は、

社会保障給付を消費税で賄うとジニ係数は小さくなる
(社会保障目的消費税は累進的=限界税率はプラス)

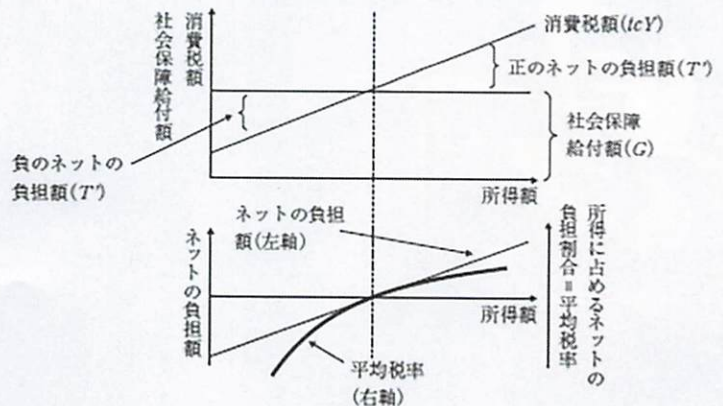


図7 社会保障目的消費税は累進的な平均税率 (出所: 『ちよつと気になる医療と介護 増補版』202頁)

権丈善一 (けんじょうよしかず)
2002年より現職、58歳。
社会保障国民会議、社会保障制度改革国民会議の委員、社会保障の教育推進に関する検討会の座長などを歴任。
著書に『再分配政策の政治経済学Ⅰ〜Ⅶ』、『ちよつと気になる社会保障Ⅴ3』、『ちよつと気になる医療と介護 増補版』、『ちよつと気になる政策思想…社会保障と関わる経済学の系譜』などがある。